

板橋区つながりの居場所事業実施要綱

(令和8年7月1日区長決定)

(目 的)

第1条 この要綱は、板橋区内の集会所(板橋区区民集会所の設置及び管理に関する要綱(昭和55年5月31日区長決定)に基づき区が設ける集会所をいう。以下同じ)において、あらゆる世代の参加を想定した事業を企画し、及び運営することを以て、単なる場所の提供のみならず多様な人々が交流する機会の提供及び地域コミュニティの形成促進を図り、ひいては域の新たな価値とつながりを創出することを目的として実施する、「つながりの居場所」事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、板橋区(以下「区」という。)に在住・在勤・在学している者とする。ただし、地域の実情に応じ、区外の者、その他区長が必要と認める者も参加することができるものとする。

(事業内容)

第3条 本要綱に基づき実施する事業は、次の各号に掲げる仕様を備えたものとする。

- (1) 子育て世代が気軽に情報交換が行えるもの
- (2) 高齢者が生きがいを感じるもの
- (3) 就学児童・生徒が放課後に気軽に集うことが可能なもの
- (4) 多世代交流が可能な内容であるもの
- (5) 地域活動の担い手の発掘につながる内容であるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成に資すると認められるもの

(実施場所)

第4条 事業を実施する場所は、板橋区内の集会所とする。

(居場所事業サポーター)

第5条 区は、地域における居場所づくりの整備を推進するため、次の各号に掲げる業務及び取組(以下「サポート業務」という。)を総合的に実施する「居場所づくりサポーター(以下「サポーター」という。)」を地域の実情に応じて配置し、又は当該サポート業務を委託することができる。

- (1) 地域の居場所づくり運営の企画・調整
- (2) 参加者の受入れ、参加者同士の交流促進
- (3) 関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり及び働きかけ

- (4) 多様な関係主体間における定期的な情報共有及び連携・協働による取組の推進
- (5) 活動の担い手となるボランティア等の養成
- (6) 地域ニーズと関連事業・専門機関等のマッチング
- (7) 会場の安全管理、緊急時対応
- (8) 事務処理・報告業務

2 サポーターは、地域における居場所づくりについて運営実績のある者又は支援を行う団体等であって、地域での業務を適切に行うことができ、個人や所属する団体等の利益に偏ることなく、地域の公益的活動の意義を十分に理解し、公平中立的な視野を有する者とする。

(会議体)

第6条 区は、前条に定めるサポート業務を行うに当たって、次に掲げる「会議体」を設置する。

会議体の名称	活 動 内 容
連携調整会議体	全区的活動団体を中心に構成し、所属機関や関連機関との連携等を行う。
企画推進会議体	区の各地域において活動し、プログラムの企画や運営等を行う。

2 会議体の所掌事項は次の各号に掲げるものとする。

- (1) サポーターの組織的支援に関すること
- (2) 地域ニーズの把握に関すること
- (3) 情報の可視化の推進に関すること
- (4) 企画、立案及び方針の協議に関すること
- (5) 地域づくりにおける意識の統一に関すること
- (6) 地域人材・活動を発掘し、活用につなげることに关すること
- (7) 多様な関係主体間の情報交換等に関すること

3 第1項の会議体は、いずれもサポーターが中心となってその運営を行う。

4 前項の規定にかかわらず、会議体が配置されていない場合は、区が会議体を運営し、又はその運営を委託することができる。

5 連携調整会議体は、地縁組織(自治会・町内会等)、企画推進会議体の代表者、その他関係団体等が参画するものとし、連携調整会議体を中心として前条に規定するサポート業務を推進するためのネットワークを構築する。

6 企画推進会議体は、地縁組織(自治会・町内会等)、地域において次の各号に掲げる居場所事業運営に必要な知識・経験を有する事業者、その他関係団体等が地域の実情に応じて参画するものとし、企画推進会議体を中心として前条に規定する取組を推進するためのネットワークを構築する。

- (1) 相談支援

- (2) ネットワーク形成
- (3) 多世代交流の場づくり
- (4) 地域資源の把握と連携
- (5) ボランティアの調整
- (6) 居場所運営の企画
- (7) 安全管理・危機対応
- (8) その他必要と認められる事業

7 企画推進会議体は必要に応じて、会議体の準備段階として研究会・勉強会・準備会等を設置することができる。

(守秘義務)

第7条 会議体の会議に出席した関係者等は、この事業を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、決して他に漏らしてはならない。本事業に関わる業務を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。